

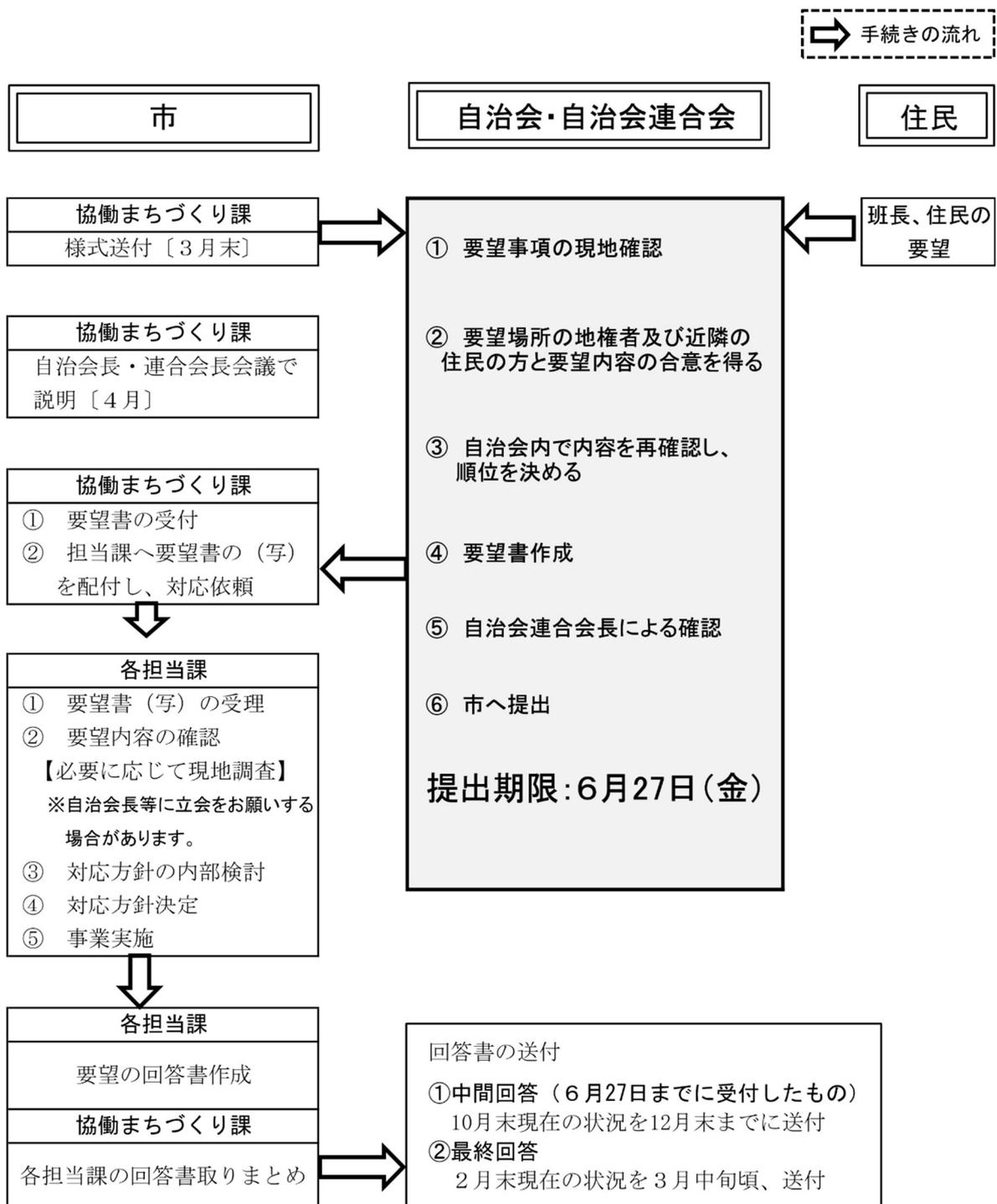
6 地元要望制度

自治会、自治会連合会から市へ要望を提出する際の手順やポイント、作成時の注意事項について紹介します。

(1) 制度の概要

地域で生じている様々な課題に対し、地域住民の意思が統一された要望について、地域の優先順位を踏まえながら予算の範囲内で対応する制度です。

(2) 地元要望に関する手続きの流れ



(3) 要望項目作成時の注意（共通項目）

注意！

- ・ 対応できる件数に限りがありますので、受付優先順位が上位であっても実施できない場合があります。
- ・ 道路の穴や陥没、公園のベンチの破損など、既存施設の修繕などに係る件については、自治会からの要望事項とせず、ふくろいインフラメンテナンスセンターへお知らせください。（詳細は48ページをご覧ください。）

① 地域で十分に協議をしてください

- ・ 令和6年度からの継続要望については、**令和6年度地元要望回答書**を確認し、再度自治会内で内容を検討してください。
- ・ 個人的な要望の受付はできません。
- ・ 用地の提供が必要なものは、地権者の同意を得てください。
- ・ 特に信号機設置、速度規制、一時停止規制などが伴う規制要望は、必ず予定地周辺の近隣住民の承諾を得てください。

② 要望箇所が分かる位置図などを記載または添付してください

- ・ 地図や現地の地番が分かるもの、現況写真を添付してください。
- ・ 路線名、公共施設、店舗、神社仏閣など、目印になるものを基準に場所を示してください。
- ・ 「〇〇〇〇さん宅（新屋1-1-1）西側」のように地番を記載してください。

③ 「市道〇〇号線」など路線名を記載してください

- ・ 路線名は、**どまんなか袋井navi（ナビ）**で確認できます。右の二次元コードを読み取ってください。
- ・ 県（国）が管理する道路、排水路については、県（国）へ副申いたします。
- ・ 私道（個人や法人が管理する道路）については市では対応できませんので、地域から直接地権者へ御相談ください。



④ 河川の草刈りの危険箇所などに対する要望について

- ・ 各自治会が河川の草刈りを実施している場所で、急斜面などで草刈りを行うのが困難な場所がある場合は、自治会へ配布している「河川の地図」をコピーし、地図にその場所を記入してください。
- ・ 記入した「河川の地図」を地元要望書の個票に添付して提出してください。

その他、地元要望制度に関する「よくある問い合わせ」は、58ページをご覧ください。

担 当	協働まちづくり課コミュニティ推進室
電 話	44-3107
メー ル	shimin-kyodo@city.fukuroi.shizuoka.jp

緊急を要する既存施設の破損は、すぐ通報！

～ふくろいインフラメンテナンスセンターをご利用ください～

損傷発見

例えば…



道路の陥没



水路の割れ・漏水



公園のベンチの破損



自治会からの要望事項とせず

ふくろいインフラメンテナンスセンターへ通報してください

通報の手順

①通報

方法① ふくろいインフラメンテナンスセンターへ連絡

☎0538-24-8222

場所、破損などの状況・規模を明確にお伝えください。

方法② フッピーVoice[★]で通報

右の二次元コードを読み取ってください。



②受付 → ③現場確認 → ④対応の可否判断 → ⑤対応

★ フッピーVoiceとは

スマートフォンなどで、道路の舗装や側溝、カーブミラーの破損箇所を写真付きで通報できるサービスです。